

# 広島県教育委員会会議録

平成31年1月31日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成31年1月31日（木） 13：00開会  
15：21閉会

## 1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	畦地	博之
管理部長	池田	克輝
教育部長	諸藤	孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田	肇
参与	北川	千幸
理事	榊原	恒雄
総務課長	大内	貞夫
秘書広報室長	山崎	真紀
教職員課長	山田	哲也
文化財課長	白井	比佐雄
学校経営支援課長	山本	聖典
義務教育指導課長	中谷	一志
生涯学習課長	田坂	嘉章

## 教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	教育職員免許状に関する規則の一部改正について	1
日程第3	第5号議案	頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）の博物館登録について	2
日程第4	報告・協議1	平成32年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程等について	4
日程第5	報告・協議2	「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」骨子案について	5
日程第6	報告・協議3	平成30年度広島県学力調査報告書について	9
日程第7	第1号議案	平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	12
日程第8	第4号議案	広島県立美術館条例の一部改正について	12
日程第9	第3号議案	教職員人事について	12

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件でございますけれども、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げたいと思います。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第4号議案は議会提案前の内部検討を行うものであり、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について、採決をいたします。

第1号議案の平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第3号議案の教職員人事について、第4号議案の広島県立美術館条例の一部改正については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、第3号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第2号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、教育職員免許状に関する規則の一部改正について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 第2号議案により、教育職員免許状に関する規則の一部改正について、御説明を申し上げます。

平成27年12月21日に中央教育審議会が教員の資質能力の向上について答申を出しました。この中で、養成段階からの改革として、大学の創意工夫により、より質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目を、より柔軟に大きくくり化を行う必要があると方向性が示されました。これを受けまして、教育職員免許法及び国の関連する規則が改正され、平成31年4月から、教職課程において修得することが必要とされている単位の科目区分が、従来の八つから五つに大きくくり化されることとなっております。これに伴いまして、教育委員会規則で定めております具体的な単位修得方法の表につきましても変更する必要が生じたことから、この度、一部改正を提案するものでございます。

資料の5ページを御覧ください。具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表の5ページから7ページに示しているとおりでございます。科目名及び一部の科目区分が変更となっておりますが、これらは国の規則の改正内容と同一であり、また、免許の修得に必要な単位数について変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

**第5号議案 頼山陽史跡資料館の博物館登録について**

平川教育長： 続いて、第5号議案、頼山陽史跡資料館の博物館登録について、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第5号議案、頼山陽史跡資料館の博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。「1 提案の要旨」がございますとおり、頼山陽史跡資料館、これは県立歴史博物館の分館でございますが、この資料館につきまして、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録、いわゆる博物館登録を行おうとするものでございます。

まず、資料館の概要について御説明をいたします。

頼山陽は、江戸時代後期の人物であり、歴史、漢詩等様々な分野で活躍した人物で、現在の広島市で育ちました。主な業績といたしましては、幕末期の社会に大きな影響を与えた「日本外史」の著者ということで知られております。

資料館の沿革といたしましては、頼山陽が成長いたしました屋敷の跡地、これは現在の中区袋町、この資料館の現在地でございますが、そこに昭和10年に開館されてございます。平成27年度から県直営施設となっており、敷地内には頼山陽の居室も復元されています。館の事業については、広島の近世文化に関する様々な資料の研究・展示等が行われています。

この度、県直営となり3年を経過したということで、更なる施設の魅力の発信と事業の充実を図る契機にしたいということで、博物館登録の申請が行われたところでございます。

2枚目のA4横の資料を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第12条及び登録審査基準要項に定める要件を備えている必要がございます。この資料ですと、1番左に博物館法12条、左から2番目のところに登録審査基準要項が記してございます。この審査に当たりましては、学識経験者といたしまして、県立広島大学人間文化学部国際文化学科、鈴木康之先生の御意見をいただいております。

それでは、要件について、順に説明させていただきます。

まず、項目1、博物館資料についてです。これには、質量ともに県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するに足るものなどの要件がございます。資料館には、表の中ほどにございますとおり、6,716点の実物資料を所蔵し、併せて1,422点の資料を寄託されてございます。内容といたしましては、頼山陽の資料、そのほか頼家に関する日記や書画などの文書、記録類を中心に、実物の資料を所蔵しています。資料には、当時の頼山陽の足取りや日常生活、行事、食文化に至るまでを記録した資料も含まれており、頼山陽だけではなく、当時の人々の日常生活をうかがい知る上でも非常に重要な資料となっております。審査基準で求められている内容を備えています。また、体験学習、出前授業等の学校の学習支援プログラムや博物館実習の受入れ等、学校教育への援助についても実施をされているところです。

続きまして、2の職員に関する項目についてです。館長及び学芸員のほか、必要な職員を有することと定められています。現状では、館長1名、学芸員1名、その他の職員として資料調査担当や管理担当職員が配置されており、条件を満たしていると考えています。

項目3の建物、土地等施設についての要件です。審査基準では、165平方メートル以上の建物があること、陳列室等が整備されていることなどを原則としております。資料館は延べ床面積583.46平方メートルで、展示室、収蔵庫、事務室などが整備されているなど、要件を満たしております。

裏面を御覧ください。項目4の開館日数です。年間150日以上の開館が必要と定められておりますが、各年度、開館日数については、表にございますとおり、平成27年の県直営化以降、基準を満たしてございます。なお、表にはございませんが、今年度も開館日

数は基準を達成する見込みとなっております。

項目5については、当資料館は分館ですので、単独で博物館機能を発揮できているかということを確認する項目です。収蔵資料、寄託資料につきましては、資料館所蔵資料で本館の資料を含みません。分館の資料ということでございます。また、開館日数も分館だけで審査基準を達成しており、分館単独で博物館機能は発揮できているものと考えてございます。また、本館とは資料の相互貸借や研究誌の共同作成等を行っており、緊密な連携がとられています。

以上の各項目の調査状況を踏まえまして、総合所見といたしましては、博物館法第12条及び登録審査基準要項に定める要件を備えているものと判断いたしております。学識経験者からも、「地域文化の特徴を示す良質の資料を保有し、その価値を県民に広めるための活動が展開されており、博物館登録することに問題はない。」と、博物館登録に適当な施設であるとの御意見をいただいております。

以上のことから、頼山陽史跡資料館を博物館登録原簿に登録したいと考えてございます。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 先ほどの説明の中で、平成27年から県直営になって3年経過したのだというお話があったのですが、今まで登録していなくて、この度登録することになった理由というのをもう一度教えていただきたいのと、それと、博物館登録することで今までと何が変わってくるのかということをお教えください。

田坂生涯学習課長： 理由ですが、県直営になりまして、文化財課が所管しているのですが、この博物館登録を経て、更に施設の魅力を発信し、事業の充実を図る契機にしたいということでございます。既に歴史博物館、歴史民俗資料館も博物館登録をしておりますので、これで、県の施設3館とも博物館登録がかなうということでございます。

あと、博物館登録のメリットということですが、民間の施設ですと、税法上の特典ということがあるのですが、公立の施設にはそういったことはございません。ただ、博物館登録をされることで、美術品の補償制度に加入できるようになりまして、他の館から高価なもの、貴重なものを、今まで以上に借りやすくなるということがございます。そういった面で、博物館登録をするメリットがあらうかと考えてございます。

近藤委員： ということは、県直営でなくても登録自体はできたのだけれどという話なのですね。

田坂生涯学習課長： 県直営になる前は、財団が運営されていたのですが、そのときには、学芸員等の要件が一部満たされていないところがありました。県直営になり、体制を強化したことで登録ができるようになったと考えてございます。

菅田委員： 逆にデメリットは何かあるのでしょうか。登録して経費がかかるとか。

田坂生涯学習課長： 特段デメリットということは承知してございません。この要件というのは最初だけ満たしていればいいというものではございませんので、定期的に状況を確認させていただくことになります。

中村委員： 博物館登録の申請があったということなのですが、申請をする当事者というのはどこになるのですか。

田坂生涯学習課長： 施設自体を所管しているのが文化財課でございますので、文化財課の申請後、同じ教育委員会ではありますが、生涯学習課で審査をしたということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

平川教育長： 続いて、報告・協議 1，平成32年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程等について、山田教職員課長，説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 報告・協議 1 によりまして、公立学校教員採用試験に係る日程について報告させていただきます。

来年度実施いたします平成32年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験につきましては、おおむね例年どおりの日程で考えております。第1次選考試験につきましては、7月13日土曜日に実施したいと考えております。受験者全体の約6割強が既卒者であるという実態から、より多くの受験者が参加しやすいよう、今年度同様、来年度も土曜日の実施としております。

なお、これまでも優秀な人材を多く集めるため、広島市内の受験会場に加え、福山会場を設けており、来年度も福山市内の会場で受験できるよう調整を図っております。

また、第1次合格発表を8月2日金曜日に行い、第2次選考試験を8月17日から19日の3日間で、そして最終合格発表を9月27日金曜日に行うこととしております。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考、教職経験者（英語）は、受験者が参加しやすく、新学期の開始に差し障りがないよう移動日を考慮し、8月24日土曜日に実施したいと考えております。

なお、広報活動につきましても、新たに教員養成課程を設けた大学で来年度初めて卒業生を輩出する大学へ出向き、説明会を実施するなど、今後、場所や内容を検討し、一層受験者確保に向けて取り組んでまいります。

選考試験内容等につきましては、引き続き人物評価を重視した選考となるよう検討中でございます。選考試験内容、募集教科及び採用見込人員につきましては、今後の教育委員会会議で御報告いたします。

報告は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 今年度とほぼ同じ日程でという御説明でしたが、今年度を踏まえて、何か受験者からの要望があったのかということと、今年度は豪雨の関係で事務局も大変苦労されたと思うのですが、今年度、北部地域からの受験者数、それから、以前もここで伺ったことがあったと思うのですが、北部地域での受験の機会というようなものをお考えでしたらお聞かせください。

山田教職員課長： 今年度、1次選考試験が7月6日にありまして、豪雨災害に当たり、急きょ駐車場を確保したりして実施したところでございます。受験者の6割強が既卒者ということで、各学校で臨採等をやっている方が多くいらっしゃった中で、1学期がほぼ終わる時期での第1次選考、それから夏季休業中のところで第2次選考を行いました。特段日程についての要望は聞いておりませんので、今年度もこの日程でやっていきたいと思っております。

2点目の北部地域での会場という部分につきましてですけれども、本年度、福山会場で実施したところでありまして、豪雨災害もあった中で、二つに分かれてやっていくにも、運営する側の体制も盤石な形でやらないといけないという状況があります。そうしたところも踏まえまして、幾らかは検討する方向ではありますけれども、今のところは広島会場と福山会場の2箇所で開催したいと考えております。

細川委員： 北部地域での受験者数は把握しておられますか。

山田教職員課長： すみません。今、把握をしておりませんので、お調べします。

山田教職員課長： 昨年度、志願者全体が3,466名、そのうち三次市、庄原市、現住所が北部である受験者につきましては、77名、0.7%でございます。

菅田委員： 2次選考試験の日程なのですけれども、昨年は17, 18, 19日の金、土、日で、今年も17, 18, 19日なのですけれども、土、日、月ですよ。それで、学校等は休みなのですけれども、一般の企業に勤めている教員志望の方の場合、16, 17, 18日の方が、会社がお盆休みのところが多いので、受験しやすいのではないかと思うのですけれども、ここら辺の曜日と日程の考え方をお聞きできればと思います。

山田教職員課長： 金、土、日の日程の16, 17, 18日で検討したところでありまして、試験の前日、会場の学校をお借りして準備をするのに、一斉閉庁を働き方改革の中でやっているということもあり、お盆休みと一斉閉庁を勘案して、今回は土、日、月の開催に決めたという経

緯がございます。

菅田委員： 一般企業でも一斉退社といったものがあるのですけれども、やむを得ない理由の場合にはしないので、教員の採用難の折、どちらを優先するかという問題になると思うのです。平成32年度はできないかもしれないのですけれども、平成32年度受験の様子を見たと上で、平成33年度はもう一度考えていただければと思います。

志々田委員： 2次試験が8月17、18、19日で、発表が9月27日と、1か月以上かかっているのですけれども、やはり早く結果が出る方が、広島県に行こうと決めてくださるかもしれないと思います。要は、複数受かっていて、最初に合格したところに行こうと思っている人もいるのかなと思いますけれど、どうしても1か月かかるのでしょうか。それとももっと早く結果を出そうと思えば出せるのでしょうか。

山田教職員課長： 御承知のように、県、市合同開催ということで、1か月の中で、県と市でどちらを、県の登載にするか、市の登載にするのかという協議をする関係上、どうしても1か月かかってしまうというのが実情でございます。

志々田委員： 早ければ良いという問題では必ずしもないので、速やかに結論を出して、本人に提供するというのが、リクルートの意味でも大切なことだと思うので、広島市と一緒に、ほかの県よりも早く広島県に決めてもらえるように、働き方改革もあるのでしょうか。是非とも御尽力いただけたらと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議2 「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」骨子案について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」骨子案について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： 報告・協議2によりまして、「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」の骨子案について御説明をいたします。

都道府県の子供の読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により策定が努力義務とされております。

2ページ以降に骨子案の本体を、1ページ目にそのポイントを取りまとめております。

では、資料1ページ「1 趣旨」を御覧ください。平成26年に策定いたしました現行計画の計画期間が終了することから、現行計画の振り返りや計画策定後の状況変化を踏まえまして第四次計画を策定し、子供の読書習慣の形成と読書環境の整備を目指すことにより、県内の全ての子供の読書活動の一層の充実を図りたいと考えております。

「2（1）本県が目指す人づくりと読書活動推進の意義」につきましても、一重四角にございますように、子供にとっての読書活動は、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、広島県が目指す人材の育成に資するということから、本計画に基づく読書活動の推進が極めて重要だと認識をしております。

また、「（2）本県の子供の読書活動の現状と第三次計画の振り返り」についてでございますが、これは、骨子案の本体の3ページ「（2）子供の読書活動の現状等」により御説明いたします。

本県の子供の現状でございますけれども、「本に親しむ」及び「たくさん読む」につきましても、第三次計画策定時と比較して、大きな割合の変化はございません。「目的に応じて読む」及び「本から学び自分の考えを深める」につきましても、全体的に緩やかな伸びが見られる状態でございます。ただ、依然といたしまして、高校生の読書活動の状況には課題があると考えております。「たくさん読む」に示されております「1か月に1冊以上本を読む生徒の割合」は50%程度となっている状況でございます。

続きまして、「（3）現行（第三次計画）の取組状況」につきましても、表に示しているとおりでございます。現行計画で目標として掲げました取組指標の達成状況は、横ばい又は高まっている傾向にはございますけれども、指標の目標値に達していないものもございました。これにつきましても、第三次計画では、成果指標と活動指標が体系的に示

されておらず混在していたことや、活動指標が多岐にわたっていたため、学校等では焦点を絞って取り組むことが難しかったことなどを課題として考えております。

それでは、資料の1ページにお戻りください。これらの点を踏まえまして、第四次計画の骨子案の概要として、3でございますけれども、「(1)第四次計画を通じて目指す子供の姿」といたしまして、目指す子供の姿を「本に親しむ子供」、「目的に応じて読む子供」、「本から学び自らの考えを深める子供」と設定いたしました。とりわけ第四次計画では、子供たちの不読率の減少に大きく関わる「本に親しむ子供」の育成に重点を置いて取り組みたいと考えております。これらの成果指標といたしましては、表の右側に示しているとおりでございます。

「(2)第四次計画の基本方針」でございますが、大きく4点考えております。1点目は、先ほど「たくさん読む」というお話をしましたけれども、現行、第三次計画の柱の一つである「たくさん読む」につきましては、「本に親しむ」にまとめる形で示し、第三次計画で四本柱であったものを第四次計画では三本柱としたいと考えております。その理由といたしましては、第三次計画で示していた「たくさん読む」という柱につきましては、いわゆる多読のみを求めていると誤解されかねないという側面があったこと、また、国の有識者会議で、発達段階によっては、多読よりも読書の質の向上が重要との報告がございまして、本県においても必ずしも多読を求めるのではなく、発達段階に応じた取組が必要であると考えたことによるものでございます。これらのことを踏まえまして、柱について見直しを行った結果、「たくさん読む」という柱に関しましては、「本に親しむ」と統合する形で示すことが妥当であると判断をいたしました。

3点目として、各取組を支える環境整備、すなわち人的、物的の両面ですけれども、環境整備を推進し、特に学校に対しては、取組を促すだけでなく、読書環境のインフラ整備にこれまで以上に焦点を当てて取り組んでまいります。

4点目でございます。これらの取組の周知及び取組の交流を図るための研修会等を更に充実させていくことを考えております。

なお、(3)には取組の方向性をお示ししておりますけれども、このことにつきましては、資料9ページにございます施策体系により詳しくお示しをしております。計画が目指しております読書習慣の形成に向け、先ほどから説明しております三つの柱から取組を進めるとともに、それを支える環境整備という観点から、取組を今後進めてまいりたいと考えております。

今後は、骨子案を基に、担当課において原稿を作成し、パブリックコメント等を経まして、平成31年度中に策定する予定でおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： ここで読書習慣という問題が指摘されているのですけれども、私の子供の頃を振り返ってみても、小学校は結構学校の図書館で本を借りていて、中学校は行ったかどうか、高校は全く行っていないという記憶があります。生涯にわたって、大人になってからも読書習慣を維持するためには、やはり高校生のときにどれだけ読書に親しんでいるかということが大きいと感じます。図書館の本のインフラ整備等というお話も進めていただけるということなのですけれども、以前細川委員が、中学校のビブリオバトルを見学されるというお話をお聞きしたのですけれども、個々の学校のカリキュラムの中でというのは難しいのかもしれないのですが、高校の授業というか、学校行事の中でもそうやって読書をするという体験みたいなものを生徒さん一人一人がしていると、先のところが違うかなと思いますので、意見なのですけれども、述べさせていただきました。

中谷義務教育指導課長： 国のアンケートでございまして、一つデータを御紹介しますと、本を読まない子供が掲げる、本を読まない理由といたしまして、高校生に特化いたしますと、まず、6割弱が「読みたいとは思わなかった」ということを回答しております。それから、もう一つ大きな要因としましては、「読みたかったが読めなかった」というのが4分の1程度という状況がありまして、このことから、我々としましては、まずは先ほど御指摘のありましたように、読書に対する関心を高めていって、それは必ずしも高校だけの段階ではなくて、やはり幼少期からずっと読書に親しむということが重要であると考えております。

また、「読みたかったが読めなかった」というのは、読む時間がないということがかなり大きなウエートを占めておりまして、やはり学習、部活動、通学等で時間をとられてしまっている、又はそれよりもやりたいことがあるといったこともあろうかと思っております。

多少なりとも、どのように時間を確保していくのか、先ほど言われましたビブリオバトル、書評合戦を、実際に高校でもやっていたところがありますので、そういった好事例をしっかりと普及していく、伝えていくということをしていきたいと思っております。

中村委員： 本に親しむ子供を増やしていく、非常に大切なテーマだと思いますし、そういう意味でも環境整備、物的、人的、インフラ整備の充実は、是非やっていただきたいと思っております。

それに少し関連するのですが、この中で言いますと、目指す子供の姿の「目的に応じて読む」ということの成果指標が、『「興味・関心があることや学習に関することを、本や資料を活用して調べている』という質問に対して、肯定的に回答する子供が増加する」ということなのですけれど、この文章だけ読むと、何か少し狭い対象だけを書いているようにも読めて気になりました。つまり、ただ調べ物に本や資料を使うということになると、このネット社会の中では、ついそっちに流れるというところがある中で、成果指標としてはどうなのかなと思います。私の読み違いなのかもしれませんが、もし本当にそういう意味であれば、今度は調べるに値する書籍がちゃんとそろっているのかというところが逆に気になったりします。いかがでしょうか。

中谷義務教育指導課長： まず、「目的に応じて読む」ということにつきまして、目指す姿といたしましては、もちろん調べ学習のために読むだけではなくて、教養を身に付けるでありますとか、それから、正に楽しむために読むという目的もあろうかと思っております。ただ、例えば「本に親しむ子供」もそうなのですけれども、親しむであれば、成果指標が不読率でいいのかというような論点もございしますが、まず、目指す子供の姿といたしましては、しっかり本に親しんでいただきたい。でもその指標としては、焦点を絞ったところで取組の状況を評価していきたい。「目的に応じて読む子供」につきましても、これは「学びの変革」との関わりの中で、主体的な学び、いわゆる「課題発見・解決学習」などの情報の収集といったような観点もございします。そういった意味で言いましたら、「目的に応じて読む子供」というのは、もっと質的には広い概念ではございしますが、指標としてはこういう設定でどうかということ、今、お示しをしているところでございします。

中村委員： 実際には広い範囲のことなのだとということがよく分かるように、対応策等を含めて周知していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

志々田委員： やはり誰が何をすべき活動なのかということを示すのが計画なのですが、第三次計画のときも、誰がどの範囲で何をするのかということがあまりよく分からない計画だなと思っておりました。例えば社会教育行政の中の職員、読み聞かせを担当する部署の人たちがどんなことをするのか、小学校の先生方が何をするのか、放課後子ども教室、学童の指導員さんたちがどんなことをするのかというようなことがあまりよく分からない。不読の子供をなくすのであれば何をするのか、それから、本に親しんでもらうためには何をするのかということが、具体的にどんな活動をするのかということが書かれている場所がどこにあるでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 今御指摘の点につきましては、あくまで骨子案というところでございします。9ページをお開きいただければと思っておりますけれども、先ほど十分な御説明ができませんでした施策体系、こういった方向性でやっていきたいと考えております。とりわけ、今、志々田委員から御指摘がありましたように、どこがやるのかという主体が分からない部分について、今回は、家庭、地域とか、学校、そういったフィールドごとに、こういった取組をするのかということをしっかり書いて、具体的な方向を出していきたいと考えております。第三次計画は、曖昧な部分があったのではないかと御指摘はおっしゃるとおりだと思っております。具体的なものについては、今のところ読み聞かせであるとか、こういった方向でということを出している程度でございします。これから効果的な事例等も含めて修正をして、それをしっかりと書き込んでいきたいと考えております。

志々田委員： 広島市の読書計画に関わったことがあるのですが、学校司書さんを配置し、その方が中心になって、子供たちの学習、読書活動をどう推進するか、学校図書館の改善をどうするか、それから子育ての活動だとか放課後の活動だとかで、誰が子供たちに読み聞かせをするのかということが、ある程度具体的に書かれていたと思います。やはり物と人とをどう組み合わせるのかということが、こういう計画を作るときにはとても大事なことなので、広島県の高校生の不読者を少なくするのであれば、県立学校の司書教諭の配置率を何%にするのかといったところを指標にしないと、一生懸命整備すれば、きっと子供たちは本を読んだり、本の楽しさというのを分かってくれるだろうと思っております。

けれど、子供たちが本をたくさん読んで友達と話しているだとか、何冊ぐらい読んだのかと子供たちに聞くのではなくて、そうできる環境をどれだけ我々が計画としてセットアップするのかというところに成果指標がないと、こういう読書計画としては、なかなか実行可能性が低くなるだろうと思います。これはお金の話とも関わることですが、広島県は図書館の推進というところにふるさと納税のお金を使えるような、そんな機会も作っていますので、是非とも具体的なエビデンスとして、物、人、それからイベント、こういったことをきちんと中心に据えて、第四次の計画はもう少し具体的になるといいなと思います。

細川委員： 志々田委員の質問にも関連するかもしれませんが、学校訪問をさせていただいた中でいうと、庄原市立美古登小学校では、子供が登下校でバスを待つ時間で二、三冊読むとか、施設整備ももちろんされているのですが、学校全体が読書をするという習慣が付いていて、そういう空気が流れていて、特に先生が言わなくても、子供が自発的に読書できる習慣が付いているのだと思うのですよね。そういう学校としての読書習慣作りみたいなものも施設整備同様重要ではないかと思っているのですが、今まで県教育委員会ではいろいろ、読書はこうしましょうとか、こういう本がいいですよとか、出してこられましたよね。それを基に学校も努力したのですが、目標値に達していない項目があるけれども、ほとんどは数値が上昇又は横ばいの傾向ということは、一応そういう取組が徐々にでも功を奏しているのだと考えてよろしいでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 先ほどの美古登小学校の取組については私も承知をしているところでございまして、そういった取組がしっかり根付いて、組織的にやられているところについては効果があるだろうと思っております。読書活動につきましては、第三次計画までの中で、各学校に大なり小なりの意識をしていただいていることは間違いのないだろうと考えております。また、昨今の社会情勢から言いますと、読書活動にとっては、スマートフォンの普及等々がマイナスの要因となっていると考えておりますので、第三次計画でお示しした取組を、それぞれの学校で取り組んでいただいていることが多少の改善につながっていると理解しております。

細川委員： それともう1点は、特に小学校だと思うのですが、確かに本は読んでいるのですが、例えば教員がこれは読書ではないよというような本も、子供は読書ですと言って読むのですよ。それで、その辺の内容をチェックしている教員はそれが分かるのでしょうかけれど、「君は3冊読んだのだね。はい、分かりました。」ということで済ませているのだとしたら、読書をする意義がないのではないかと感じるのですが、その辺のところはいかがですか。

中谷義務教育指導課長： まず、やはり読書を何のためにするのかということについて、校長先生を始めとして、先生方にしっかりと御認識をいただいて、取組を進めていただくことは重要なことだと思っております。実は今回、この読書計画を見直す中で、例えば先ほどありました美古登小学校でありますとか、読書活動に積極的に取り組んでいただき、不読率を大幅に改善しているような県内の幾つかの学校の事例等をまとめました。そうした学校に共通する特徴としては、一つの取組だけではなくて、複数の取組を組み合わせてやっていること、それから、校長先生をリーダーとして組織的な取組を継続的に行う、要するに単発的に何かイベントだけをやるのではなく、そういったものを継続されていること、それから、地域の子供の実態に合わせて工夫をした取組をしているといったことがあるのではないかと分析しております、それらのことも伝えていきたいと思っております。

なお、先ほど言いました、子供によっては偏った読書をしているということですが、これは小学校の例ではないのですけれども、ある中学校では、読書傾向を分類してグラフ化、自分自身の読書傾向を客観的に把握できるようにして、その後の自主的な読書、それを深めていったり広げていったりというようなところにつながっているといったような事例も聞いております。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続いて、報告・協議3、平成30年度広島県学力調査報告書について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： 報告・協議3によりまして、平成30年度広島県学力調査報告書について御説明をいたします。

昨年4月17日に実施されました小学校6年生、中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」及び6月12日から22日に実施いたしました小学校5年生、中学校2年生を対象といたしました『基礎・基本』定着状況調査児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査につきましては、8月の本委員会におきまして調査結果の速報を御報告いたしましたが、この度報告書をまとめましたので、お配りしております資料「広島県学力調査報告書（概要版）」を用いて御説明いたします。

目次を御覧ください。本報告書は、大きく二つの章から構成しております。第1章には、全国学力・学習状況調査の概要と結果の分析を掲載しております。第2章には、「基礎・基本」定着状況調査につきまして、教科調査は今年度から休止しておりますので、質問紙調査の概要と結果の分析を掲載しております。

まず、第1章についてですが、全国学力・学習状況調査について、二つの分析を行っております。2ページを御覧ください。ここでは分析2について説明をさせていただきます。点線の四角の中を御覧ください。小学校及び中学校の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること」と示されております。ここでは、全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙調査の主体的・対話的で深い学びの視点による学習指導の改善に関する質問事項における回答状況と教科調査の平均正答率のうち、「当てはまる」と回答した児童生徒と、「当てはまらない」と回答した児童生徒の平均正答率の差が5ポイント以上あるものは丸印、10ポイント以上あるものは星印で示しております。下の表にありますように、とりわけ中学校では、全てのマスに星印がついており、各質問事項に「当てはまる」と回答した児童生徒の方が、「当てはまらない」と回答した児童生徒よりも、全ての教科において平均正答率が10ポイント以上高いという結果になりました。

こうした結果を踏まえまして、各学校において、主体的・対話的で深い学びの視点による指導改善が進むよう議論し、具体的な授業改善につなげていただきたい、県教育委員会としてはその取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、第2章でございますけれども、「基礎・基本」定着状況調査の質問紙調査につきましても、二つの分析を行っております。3ページを御覧ください。ここでは分析2について説明をさせていただきます。

今年度も、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を踏まえ、主体的な学びを創造する学習活動の一つとして県内で取り組んでおります「課題発見・解決学習」に焦点を当てた分析を行っております。ここでは、「課題発見・解決学習」に関する質問事項に肯定的に回答した児童生徒の割合と、それに対応した学校質問紙の質問事項に肯定的に回答した学校の割合を掲載しております。例えば、3ページの表の一番上にあります「課題の設定」の欄でございますが、そこには、児童生徒質問紙の(13)「授業では、解決しようとする課題について、『なぜだろう』、『やってみよう』と思います。」という質問と、それに対応する学校質問紙の(1)①「児童(生徒)が、課題設定の場面において、課題を自ら見付けられるような指導の工夫をした。」の肯定的な回答の割合を掲載しております。平成30年度は、小学校での差が15.1%、中学校での差が24.2%となっておりまして、学校は指導の工夫をしているつもりでも、一部の児童生徒はそう受け止めていない状況が見られます。こうした学習活動に対する学校と児童生徒の意識の差が縮むよう、各学校において、児童生徒の主体的な学びにつながる学習活動の工夫につきまして、議論、実践につなげていただきたいと考えております。

最後に、「校内研修支援プログラム『IPPPO』<sup>いっぽ</sup>について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。5行目から説明しておりますけれども、このIPPPO<sup>いっぽ</sup>は、学力調査等の結果を活用して指導改善に取り組む学校を支援するため、今年度、県教育委員会が新たに開発したプログラムでございます。IPPPO<sup>いっぽ</sup>は、各学校が持っております全国学力・学習状況調査の調査結果のCD-ROMを読み込むなどによりまして、テ

一まごとに関連する自校のデータが表示された校内研修用のシートを、短時間で簡単に、全部で17種類作成するものでございます。

例として、そのうち2種類を、7ページと8ページにお示ししております。7ページは、「学力に大きな課題がある児童への支援に向けて」として、国語Aを初めとした各教科について、正答率40%未満の児童の、特に正答率が低い問題や無回答率が高い問題を取り上げ、学習のつまずきを分析し、その解消に向けた手立てを明らかにするという構成となっております。

また、8ページにつきましては、『課題発見・解決学習』の充実に向けて」といたしまして、「基礎・基本」定着状況調査の児童生徒質問紙調査の課題発見・解決学習に関する15の質問の、自校の回答状況を分析し、児童生徒の「主体的な学び」を促すために、学校全体でどのような授業改善に取り組むのかを議論する構成となっております。このプログラムを各学校に配付いたしまして、自校の児童生徒の実態や指導の状況を踏まえ、活発な議論を行うことで、組織的・計画的な指導改善を進めていただきたいと考えております。

なお、本日概要版で御説明いたしました学力調査報告書の本体につきましては、印刷したものを各委員の皆様へ郵送させていただきますとともに、本日夕方、県教育委員会のホームページ「ホットライン教育ひろしま」において公開する予定としております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 3ページに生徒と学校の肯定的な回答の差が20ポイント以上のものを挙げていただいているのですが、学校の側では工夫はしたと、しかし、児童生徒の側では肯定的でなかったというこの乖離はなぜ起きるのでしょうか。本来、先生が工夫をされたら、それが子供に伝わらなければならないと思うのですが、伝わったとしない子供が、特に「情報の収集」のところなどは乖離が非常に大きいのですよね。なぜここまで学校と児童生徒の間にずれがあるのかと思うのですが、何か原因があるのでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 原因を一つに特定するのは極めて難しいとは思いますが、やはり一つには、それぞれの学習についてしっかりと、時間をかければ良いということではなくて、そこで練り上げるとか、ちゃんと調べるといったものが、先生はこれぐらいやれば大丈夫だろうと思っていても、それが必ずしも子供たちに伝わっていない、そういうことは考えられると思っております。

なお、御指摘がありました「情報の収集」につきましては、先ほどの読書活動に関わっても極めて重要などころでございまして、今後、「学びの変革」等々を進めて、主体的な学びを引き出す上で、子供たちもしっかりとそういうものを活用して、学習に取り組んでいるといった、自分の学び方を自覚するということは、とても重要になろうかと思っております。

細川委員： ちょっとよく分からなかったのですが、学校側で児童生徒に、こういうふうに工夫して指導しているのが伝わったか伝わっていないかという確認はしないのですか。

中谷義務教育指導課長： 推測でございますけれども、あまりしていません。ただ、そういったことをしっかりと自覚するというか、この学習の中でどういったものを獲得しているのか、「学びの変革」にも、子供と目指す姿を共有するというのが施策の一番にありますけれども、学習指導要領でも、メタ認知等の観点から言いますと、そういったところを共有していくのも、これから重要になろうかと思えます。

中村委員： この3ページのところは、実はすごく問題があると思えます。表の見方が間違っていたら教えてもらいたいのですが、「情報の収集」のところと、「整理・分析」の一番上のところなのですけれど、先生が工夫したという回答と、生徒が実際そうやりましたという差が、中学校ではそれぞれ、5.1、5.5、1.9と大きく改善したとなっておりますけれど、これをよく見ると、生徒も若干肯定的意見が改善しておりますけれど、それ以上に、教員の工夫したという率が大きく下がって、その差が縮まったように見えますよね。ということは、差は縮まったけれど、生徒はあまり変わってなくて、工夫した教員が減ったから、結果的に差が縮まったように見えてしまいます。やはり教員には工夫をしてもらって、それに応える児童生徒が増えてもらわないとですよね。正に課長がおっしゃるように読書のところにもつながると思うのですけれど、教員の工夫が減ってしまっているという状況はまずかろうと思えますが、いかがでしょうか。

中谷義務教育指導課長： おっしゃるとおりでございます。これについてはそれで良いとは思っておりませんし、そこは指導していくべきものと考えております。ただ、統計上で申しますと、この

児童生徒質問紙につきましては、子供たちが一人一人答えているところですが、学校質問紙で申しますと、学校1校が1回答というようになっておりますので、1校がするかしないかによって、データの動きが大きくなるということにはございます。ただ、だから下がっても良いというつもりは毛頭ございません。

中村委員： それから、IPPPO<sup>いっぽ</sup>なのですけれども、個別校の研修を支援するプログラム、大変良いと思います。自校の状況を良く把握してもらおうということはすごく大事なことだと思うのですが、その先を議論して、自分たちで考えて、学校全体で議論するというですけれども、ちょっと心配するのは、働き方改革とか、全体の時間外を減らすという中で、十分こういう時間がとれるのか。とってもらいたいと思うのですけれども、議論も大事ですけれども、答えがほぼ分かっているところについては、具体的な方向性とか取組の内容をもう少し具体的に例示するといったことも有効なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 当然議論はしていただきたい、これは思います。そこは校内研修の工夫でありますとかがあります。ただ、昨年の報告書で、去年も御指摘があったかと思うのですが、多岐にわたっておりましたので、県といたしましては、このIPPPO<sup>いっぽ</sup>は、大きなテーマでいうと5点に絞ってやっております。例えば1番目のものについては、国語A、B、算数A、Bとか小学校ではありますけれども、そういったものをそれぞれ1グループでやっていただいて持ち寄りすれば、それはそれで効率的な研修になるかもしれませんので、そういった工夫をお願いしたいなと考えたものでございます。

それから、もう一つの時間ということに関して申しますと、今までにつきましては、国から提供される全国学力・学習状況調査や本県の「基礎・基本」定着状況調査の結果のデータの種類は多岐にわたってございまして、各学校が活用する際に、それを自分の学校で加工して資料を作るということになっておりましたので、県として大事と思われることについて焦点を絞ることで、そういった時間を短縮していただいて、その作る時間を研修の時間に回していただければということで、こういうものを作ったところでございます。

それから、もう1点申し上げますと、教科の指導改善のポイント等につきましては、昨年度、過去16年間の「基礎・基本」定着状況調査の蓄積を基に、かなり詳しい指導改善の事例をまとめたところでございますが、「基礎・基本」定着状況調査の中止を踏まえまして、今年度は本体で取り上げておりません。その代わりに、県教育委員会のホームページにおいて、これまでばらばらに掲載しておりました教育資料でありますとか報告書でありますとかの指導案を、教科ごと、又は領域ごとにポイントや事例がすぐ検索できるように、整理し直したところでございまして、これも併せて本日夕刻アップすることとしております。

中村委員： 分かりました。よろしく申し上げます。

志々田委員： こんな厚い報告書を読むのは大変なので、ポイントをつまんで、研修してほしいところに絞ってというようなことを申し上げた記憶があるので、それに対して非常に工夫をしてくださっているのだなということにとっても感謝しています。

このIPPPO<sup>いっぽ</sup>も、誰といつ、どうやって活用するのかということころだろうと思っています。今、これは学校の先生用に、学力に大きな課題がある子供さんに絞ってございますけれども、例えば保護者会で使ってもらえそうなシートを作ってみるとか、それから、コミュニティ・スクールであれば、学校運営協議会の席で、子供たちの今の学びのありのまま分かるようなデータを自動的にどんどん出してくれるような、そういういろいろな方たちに情報公開をし、先生方だけではなくて、いろいろな方たちのお知恵を拝借しながら協議するときにも使えるようなシートになるように、どんどんCD-ROMを足していったいきたいです。あと、隣の学校と、例えば同じ中学校へ行く3校の小学校の先生方が学校間連携で、授業の工夫をお話するとき、こういう結果も出ていますという形で校内研修に使うといったときに、先生方が手軽にデータをぽんと出せるようなものももっと増えていくといいなと思うので、先生方に話し合っていたいただきたい内容に合わせたこういうプログラムをいっぱい開発していただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きますので、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は、御退席をお願いいたします。

(14:14)

【非公開審議】

第1号議案 平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により、原案どおり可決した。

第4号議案 広島県立美術館条例の一部改正について

広島県立美術館条例の一部改正について、審議の結果、全員賛成により、原案どおり可決した。

第3号議案－1 教職員人事について

高等学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒処分）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－2 教職員人事について

小学校教諭のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（停職1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:21)